

事 務 連 絡
令和〇年〇〇月〇〇日

新小学 1 年生保護者各位

〇 〇 学 校
校長 〇〇 〇〇

学校給食に係る学校生活管理指導表の提出について

平素は、学校給食にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、食物アレルギーによる給食対応が必要なお子様につきましては、医師により作成された学校生活管理指導表を提出いただくこととしております。令和〇年度入学後から給食における食物アレルギー対応が必要な場合は、下記の書類を期日までに〇〇小学校まで提出をお願いいたします。

学校給食に係る学校生活管理指導表は、次年度以降につきましても毎年提出することとなっております。

なお、学校生活管理指導表作成に係る費用（文書料）については、保険適用となっております。

記

- | | |
|--------|---------------|
| 1 提出物 | 学校生活管理指導表等 |
| 2 提出期限 | 令和〇年〇〇月〇〇日（〇） |
| 3 提出先 | 〇〇小学校 |

〇〇学校
TEL 〇〇-〇〇〇〇

学校給食における食物アレルギー対応について（お知らせ）

近年、食物アレルギーを有する児童生徒は増加しており、アレルギーの原因となる食物も多種にわたっていることから、文部科学省及び奈良県教育委員会から学校等における食物アレルギー事故防止の取り組みを促進することを目的に食物アレルギー対応指針が示されています。本市もこの指針に基づき、市の実態に応じた「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」を作成し、対応しています。

つきましては、食物アレルギーによる事故を防ぐため、安全性を最優先とし、本市のアレルギー対応については下記のとおり統一をさせていただきますのでお知らせいたします。

記

1. 学校生活管理指導書の提出について

給食におけるアレルギー対応は、成長期の発育を妨げることのないよう医師の診断に基づき行います。給食での配慮が必要な場合は、年1回以上は医療機関を受診し「学校生活管理指導書」をご提出ください。また、診断内容が変更になった場合もご提出をお願いいたします。

2. 給食で除去対応となるアレルギーについて

給食全体の安全性確保のため、対応については次のようにさせていただきます。

①給食センターで行う除去食・代替食対応（個別の専用容器で提供）

⑦卵の対応 … (例) かきたま汁 → 卵を除去し、すまし汁を提供

①牛乳及び乳製品の対応 … (例) パン → 脱脂粉乳を含むため提供を停止

(例) 飲用牛乳 → 牛乳を停止・牛乳の代替品（ジョアなど）を停止

(例) コーンポタージュ → 牛乳・コーンポタージュの素を除去し、コンソメスープを提供

※本市では、安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかないかの二者択一）を実施していることから、多段階対応を行わず、パン、牛乳、乳製品を含む料理は、すべて除去対応となります。

⑩えびの対応 … (例) えびピラフの具→えびを除去し、野菜ピラフの具を提供

②食物アレルギー対応食器について、給食センターへの申請により、食器を食物アレルギー対応食器に変更することができます。

③学校と保護者との共通認識の上、行う対応

メニューの一部除去、弁当持参の対応となるもの（上記①以外の食材が食べられない場合）

⑦自分で除去しながら食べる（自己除去）

①家庭から代替食を持参する

※重篤な食物アレルギーがある場合は、極微量で食物アレルギー反応が誘発される可能性があるため、給食の提供ができない場合があります。

3. 除去食材の献立チェックについて

除去食品のチェックや喫食の方法（除去食、弁当持参等）については、学校給食予定献立表または、食物アレルギー給食予定献立表を基にご家庭で判断いただき、学校と共通認識のもと対応を進められるようにご協力をお願いします。

献立をチェックするにあたって、食材のより詳細な原材料が必要な場合は、申請により「原材料配合表」を配布します。

なお、ご相談のある方は学校にお知らせください。

4. 給食を除去することにより栄養価が不足する場合には、ご家庭の食事で補えるようにご配慮をお願いします。

5. アレルギー情報の共有について

学校生活において必要な配慮を確実にを行うため、アレルギー疾患を有する児童生徒の情報は学校内及び関係機関等と共有することをご承願いたします。

6. 「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」の閲覧について

五條市のホームページに掲載させていただいております。

※関係書類については学校から配布し、学校へご提出いただきます。

今後の対応の詳細については、学校にご相談ください。

ホームページの
QR コード

